

モニターカメラ等管理業務委託仕様書（参考）

モニターカメラ等管理業務委託は、本仕様書の定めるところとする。

1. 目 的

東村山駅西口広場内エスカレーターの事故防止に伴う管理業務を目的とする。

2. 委託期間

平成 年 4 月 1 日～平成 年 3 月 3 1 日

3. 管理時間

午前 5 時から午後 1 1 時までとする（エスカレーター稼働時間）。

4. 場 所

東村山駅西口広場内（東村山市野口町一丁目 1 8 番地内）

5. 業務内容

- （1） エスカレーターの稼働開始及び終了時の電源の入り切りを行うこと。
- （2） 東村山駅西口地下駐輪場の管理室内でモニター確認をすること。
- （3） 停止ブザーを受けた際等、軽微なトラブルが発生した場合にはエスカレーター周囲の安全確認・確保後に一度電源を切り電源を入れなおすこと。
- （4） 緊急事態が起きた場合や危険な状態になった場合は、初動対応を行い、直ちに道路河川課へ連絡すること。追って、報告書を作成し提出すること。
尚、早朝・夜間及び休日等であった場合は、市道路河川課の担当者へ直接連絡すること。
- （5） 毎月 1 5 日までに月次報告書を提出すること。

6. 委託料の支払

毎月 1 5 日までに所定の手続きに従って前月分の委託料を請求すること。